

青森県原子力政策懇話会 委員を公募します

県では、国の原子力政策、本県に立地する原子力施設の安全性、地域振興など原子力を巡る様々な課題について幅広い観点に立った意見を聴き、今後の原子力行政に適切に対応するとともに、県民の安全と安心を確保するため、「青森県原子力政策懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置しており、この度、下記のとおり懇話会の委員を公募します。

記

第1 公募人員

原則3名

第2 応募資格

県内原子力施設の安全性や地域振興など原子力を巡る諸課題に関心があり、かつ年齢が18歳以上（令和5年4月1日現在）の県内在住者。ただし、懇話会委員として経歴のある方を除きます。

第3 活動内容

懇話会において、原子力を巡る様々な諸課題についての意見等を述べていただきます。また、懇話会の活動に役立てるため、原子力施設等の視察調査に参加していただきます。

第4 任期

委嘱状交付日から令和7年10月13日までの期間です。

第5 応募方法及び期間

- (1) 応募は、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで受け付けます。
(郵送は当日消印有効、ファックス又は電子メールは当日到着分まで有効。)
- (2) 応募期間は、令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）までです。

第6 応募時提出

次に掲げる全ての事項を記入した書類（A4版用紙で様式は自由）を提出していただきます。

- (1) 氏名
- (2) 年齢
- (3) 自宅住所
- (4) 電話番号（携帯可）
- (5) 職業
- (6) 本県における原子力行政全般に対する考え（1000字程度）

第7 審査の観点

応募者から提出された「本県における原子力行政全般に対する考え」について、次の観点に基づき審査し、選考します。

- (1) 本県における原子力行政全般に対する考え方が明瞭に示されていること
- (2) 応募者の熱意や真摯な姿勢が感じられること
- (3) 論理的な意見の展開がなされていること

第8 選考結果の通知

- (1) 選考結果は、12月下旬までに御本人に郵送により通知します。
- (2) 公募委員となった方の公表は、委員名簿の公表により行います。

第9 応募上の留意事項

- (1) 応募後に住所、電話番号等連絡先に変更があった場合には、速やかに連絡してください。
- (2) 提出された書類は、返却できませんので十分留意願います。

第10 その他

- (1) 懇話会出席及び視察調査へ参加の際は、県の規定による報酬及び交通費等が支給されます。
- (2) 応募された方の個人情報については、委員選考の目的以外には利用しません。

第11 応募及び問い合わせ先

青森県危機管理局防災危機管理課

原子力施設安全検証プロジェクトチーム

〒030-8570

青森市長島一丁目1番1号

電話 017-734-9581

ファックス 017-734-8096

電子メール atomsafe@pref.aomori.lg.jp

県のホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/life/atom/>